

平成26年度及び27年度提案型民間活用制度（テーマ設定型）採択事業について

○平成26年度

テーマ1 狭あい道路調査等業務（建設部道路管理課） 事業期間：3年間（平成27年度～29年度）

【現状】

昭和61年度から平成23年度までの26年間において、建築確認申請に伴う後退や防災意識の高まりによる自主的な後退の協力も得られ、個々には狭あい道路の解消が進んでおり、平成24年度末までの進捗率は18.6%となっている。

しかしながら、更なる狭あい道路の解消に向け、建築確認申請時以外の自主後退協力要請を行っていく必要がある。

【事業内容】

狭あい道路整備事業の申請受付後、当該地の調査を行い市に資料を提出する。また、土地家屋調査士から市に納品された境界確定図を基に現場調査を行う。

併せて、市内の駐車場や畑等、道路後退が可能と思われる箇所を検討し、市との協議のうえで、自主後退協力を要請する。

【事業実施効果】

これまで手薄であった自主後退の協力要請に民間活力を活用することで、より効果的な交渉ができるようになり、更なる狭あい道路の解消が期待できる。

テーマ2 市営住宅の修繕業務（建設部建築課） 事業期間：3年間（平成27年度～29年度）

【現状】

現在、市営住宅は13団地470戸あり、うち半分以上は昭和40～50年代に建設され老朽化が進んでいることから修繕の件数も年間150件を超えている。

修繕については、現場調査をして修繕の必要があるかどうかを検討するが、限られた人員体制の中、すぐには調査に行けないことも多く、また、移動時間も含めて多くの時間を費やしている。

【事業内容】

市営住宅の修繕について、受託者が入居者からもしくは市からの依頼を受け、対応の可否、時期等について判断し、必要に応じて市に連絡をした後に対応する。

【事業実施効果】

現在は、入居者からの連絡を受けた後に、行政職員（事務職）が現地調査を行い、対応を決定しているが、民間委託することにより、居住者ニーズに迅速に対応できるようになる。

○平成27年度

テーマ1 施設等における包括管理業務委託事業（企画部施設再編整備課） 事業期間：3年間（平成28年度～30年度）

【現状】

本市直営の公用施設や公益施設の設備等の維持管理については、それぞれ所管課が予算計上し、メーカーなどの専門業者と委託契約を締結している。

しかしながら、所管課ごとの管理となっているため、同種の委託について複数の課に分散されており、点検内容や頻度に差がある状況となる。

【事業内容】

エレベーターや自動ドア等の維持管理業務において、庁内横断的に複数施設の業務を集約することにより、一括して委託を行う。

【事業実施効果】

包括管理を委託し、民間のノウハウを生かしたより効果的な維持管理を行うとともに、仕様に定める水準を超えた幅広い業務を行い、経費削減や事務の効率